

議案第17号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、別に定める。</u>	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 略 2 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。